

夢もつとひろがれ

1

発行・編集
いぶき福祉会後援会

〒502-0907
岐阜市島新町5番9号
TEL.058-233-7445
FAX.058-232-9140
E-mail.ibuki@alto.ocn.ne.jp
(1部100円)



初詣



ご近所へ
新年の挨拶まわり



新年から元気にスタート!

もくじ

- ② 新年のごあいさつ
- ③ 「外部の支援者」
- ④ 「シリーズ」私と娘といぶきと
- ⑤ なかまの姿く仕事く
- ⑥ 見学会ご報告
- ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 署名のお願い
- ⑪ いぶきがでるまでを振り返って
- ⑫ ⑬ なかまの姿く発達く
- ⑭ ⑮ 岐阜市懇談
- ⑯ 更新御礼・お知らせ

あけましておめでとうございます。みなさんどんなお正月を過ごしましたか?新しい年になり、いぶきの各施設も元気にスタートをきっています。この通信では、仲間たちの日々の姿を中心にさまざまなことをお伝えしていく予定です。今年もよろしく願いいたします!



新年のごあいさつ



新年おめでとうございます。

旧年中は、いぶきの法人、各施設がお世話になりました。本年もよろしくお願い致します。

いぶきは、広範な市民の皆さんに支えられて、法人施設開設以来20年間、いぶきの開設の理念であるどんな重い障がいのある人にも働く機会と生活の場を保障することの実現を目指して、幾つかの施設を設置し、多くの知的障がいのある人を迎え入れてきました。いぶきが、これまで比較的堅実に法人運営をしながら発展してこれたのは、一步一步法人の実力に見合った慎重な施設の開設と設備をしてきたことに加えて、何よりも4度の大きな法人施設の開設に際し、いずれも数千人の市民の皆さんが募金にに応じていただけたこと、それ以外の時期においても後援会を中心として地道かつ継続的に支援活動をつづけていただいたことによるものです。

いぶきは、法人施設開設20年を迎えた現在、今後の10年を見通して、いぶき開設の理念の見通しと施設整備方針の策定、法人経営と施設運営の再設備の検討を進めています。この機会に、現在及び今後のいぶきについて、皆さんのご意見ご提案をいただけますようお願い致します。

さて昨年暮れに、消費税10%への引き上げが延期され、総選挙が行われ、自民党が大勝しました。その結果が障がい者福祉に影響を及ぼさないか心配していたところ、政府は、介護報酬の削減に合わせ、障がい者への福祉サービスを提供する事業者に対する報酬の引下げを決定しました。政府は、介護事業者に比べて、障がい福祉サービスの事業者は「収支差率」が高いなどといいますが、障がい者施設がどれだけ苦勞して施設を運営しているか、障がい者施設の経営の実態を把握していない不当な議論です。

いぶきにとつて、今年一年、多くの困難が予想されますが、皆さんのご理解とご支援を得て、着実に前進していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

最後に皆さんのご健康とご多幸をお祈りします。

平成27年 元旦

社会福祉法人 いぶき福祉会

理事長 横山 文夫

シリーズ いぶきを支える人たち

平成9年9月14日夜、出屋敷自治公民館内から大きな拍手が沸き起こりました。社会福祉法人いぶき福祉会による「第二いぶき」の建設受け入れを出屋敷自治会の全員が承諾した瞬間でした。

当時を振り返ってみますと、当初、建設場所の選定において紆余曲折があつたと聞いておりますが、この出屋敷地内を適地に選ばれました。

このため、平成9年9月5日、三輪北自治会連合会定例会の席上において、片桐元県議会議員・横山理事長・稲葉所長・横幕主任の出

席のもと、建設計画の説明を受けた結果、三輪北自治会連合会として特に異論はないが、地元出屋敷住民の意思を尊重し、その可否の判断は出屋敷自治会に委ねるということになりました。

これを受けて、9月9日、出屋敷自治会役員が「いぶき」の視察を行うとともに、後日、出屋敷地区において建設計画の説明会を開催してもらうことになり、片桐元県議会議員・横山理事長・稲葉所長・藤澤事務長・竹内教授・林所長・横幕主任が出席のもと説明を受け、最終的に出屋敷住民の意思

を確認したところ、冒頭のような状況となりました。

こうした経緯を経て平成11年4月に「第二いぶき」はこの出屋敷内に開所されました。その後、平成15年4月「コラボーいぶき」が開所（現在は第二いぶきに統合）、そして平成23年4月には「パストラルいぶき」を開所され、大きな困難を乗り越え、施設を拡充されてこられたことに對して深い敬意を表します。

さて、「第二いぶき」と「パストラルいぶき」この2つの施設の存在は、この地域の活性化に大いに貢献されております。まず雇用の場所を与えていただいていること、次に三輪北夏祭りには、かき氷の出店

販売、三輪北文化祭への出品、ふれあい広場でのお菓子等の出店販売をしていただいております。地域のイベントに積極的に参加していただいていることです。

また、開所当初から開催されている「第二いぶきなつまつり」は住民にとりましても毎年楽しみにしている行事です。そして、出屋敷が年に一度、一番にぎわうときでもあります。このおまつりには大勢の方々が支援と協力をされておりますが、地域としても日赤奉仕団、スポーツ少年団、三輪中学校ボランティアなどのみなさんが協力しています。年々参加者も増え、みんなで楽しんでおられるこの風景を見ると本当に嬉しく感じます。

さて、暖かくなったら、いつものように出屋敷公園へ散歩に来てください。出屋敷のじいちゃん、ばあちゃんが田や畑仕事をしながら見守っているよ。

笑顔の輪が広がる三輪の里、歴史と文化と福祉の里、そんなまちづくりを目指していきたいと思う今日この頃です。

三輪北自治会連合会長
出屋敷自治会長

笠井和美



シリーズ 私と娘といぶきと

志穂と日生学園

私(79歳)と妻は共働きをしていたので、二人姉妹の子供は、ありてい

に言えば曾祖母・祖母と妻まかせで私は志穂が障害を持つことに関心が薄かった。5歳頃からてんかん障害が始まっていたが、全寮制私学の日生学園高校に入学させたのは、規則正しい高校生活を送れば体力もついて、障害が改善されるかもしれないという甘い認識があつたからである。医学的にもてんかん障害に無知であつた。

中学を卒業してたった一人で青山高原の全寮制高校に向かう。名古屋の近鉄駅ホームで

志穂と別れた。妻はプラットホームの柱の陰で泣いていた。

朝4時30分起床、団体朝礼、朝礼(青田校長訓話)、体操、7時に朝食。夜は9時30分に消灯する。日生学園高校はNHK特集番組でも放映された。創設の青田強校長は兵庫県視学、指導主事を経て昭和40年に三重の青山高原に巨大な校舎やグラウンドを建設して姉弟同行の真の人間教育を目指したのである。毎月1回は保護者研修会があり、私と妻は土曜日の午後1時に岐阜を出発して夕方日に日生高校に到着す

る。食堂で生徒と一緒に食事をして大声で校歌・寮歌を歌う。この写真は日生高校1年生の志穂と私である。



教育方針は「隅を照らす人物を育成する」校長も学校内で生活して師弟同行24時間教育が実践された。早朝全力マラソンと親子で大講堂の床磨き(晨行)。国語の小テストはクラス全員が100点をとるまでやるなど相当過酷で厳しかった。青田全力教育3年間を無事卒業

した。第1回卒業である。生涯の友人もできた。進学する予定であつた日生学園大学は新設されなかった。自宅に戻って東海女子短期大学生活デザイン科に入学。絵は好きだったので、なんとか卒業した。その後2年間、瀬戸の県立窯業訓練校に進学して瀬戸の陶器作業所に就職した。てんかん障害を持ちながらも発作以外は正常に近いので陶器職人として自立するようにと親として願つたのである……。しかし、障害は改善されずたつた一人での自炊生活に無理があつた。5年ほど瀬戸で生活したが、実家に戻って働くことにした。朝3時に起きて朝刊配達もした。日生教育の頑張る気持ちが志穂の生きる姿勢を支えたが、

新聞配達中に発作が起きて事故になった。困り果てた私たちは岐阜県難病連研究会に出たり、「てんかん波の会」の研究会に出たり……。そんな折に「いぶき」の初代所長故・稲葉さんとの出会いがあり、志穂の「いぶきでの生活」が可能になった。以来16年を経る……。波乱の半世紀。現在はいぶきで働き、「パストラル」で寝起きして、土日は実家に戻る。親が老化して残された志穂(47歳)がどうなるのか心配も残るが、日本社会が障害者と共生する成熟した社会になることを希望する。志穂には日生高校教訓の「隅を照らす人」として生涯努力してもらいたいと願っている。

志穂の父 小川 斉

いぶき 仲間のすがた ゆめひろの 雰囲気がかわった



最近、「ゆめひろ(セリング)の雰囲気が変わったね」と声を掛けていただくことがあります。

セリング(招き猫マドレーヌ製造の作業室)は、7名の仲間とパートの職員2名、支援員1名で構成されていますが、この4月に異動したのは支援員のみです。はじめは変化の内容があまりピンときていませんでした。とっさに思ったのは、4月は近松さんの話し声が、独り言のように小さかったのが、段々元気な声で話すようになったことと、荒川

さんが大雨の日にも頑張ってきたことです。荒川さんに大雨でも頑張れた理由を質問すると「ミニストップ」という

返事でした。ゆめひろの帰りに、同じ作業室の仲間3人でアイスコーヒーを飲みに行くのが楽しいことを伝えたかったようです。励みになる理由が印象的でしたが、雰囲気の違いにつながるのかは実感が持てないでいました。

しばらくして、仲間の神谷さんが帰宅途中に交通事故にあい、しばらく入院することになりました。神谷さんは何をし

ても上手で、仕事でもみんなに頼られていた存在です。みんなが心配して神谷さんのお見舞いに何回も行きました。神谷さんの仕事の代わりは、仲間に負担をかけたくないため、職員がすることに決めていましたが、みんなの雰囲気が変わったのはその頃からです。

自分の担当する仕事が終わると、今まで神谷さんがしていた仕事を「やろうか。」と確認してくれる仲間が増えてきました。それは、沢山の洗い物から、ペーパーの補充だったり、ゴミ袋の入れ替えだったり、細やかな仕事の積み重ねです。憧れとして、神谷さんの仕事ぶりを見ていた人が多かったことを感じました。また、代わりに仕事を引き受けたあと、人に

よってやり方も少しずつ違います。スピード重視の人と、仕上りのきれいを大切にする人の組み合わせでは、お互いに相手の仕事ぶりを見て、モヤモヤした気持ちになつてきます。直接、怒ることもあるし、職員にやり方の統一を求めて意見してくることもあります。

日記で提案をしてくれる人もいます。こうした様々なことがうまくつながっていつて、みんなが丸となつていきました。

仲間に「潤美さん(職員)、のんびりしているよね」と新発見した後の得得した顔で言われているのに、一日の仕事が片付く時間はどんどん早くなり、余裕すらでてくるようにもなりました。このようになれた理由を改めて仲間と探してい

くと、「ケンカをしなくなったからだと思う。前はケンカをすると、職員さんは作業の手を止めて、話をしていたからだと思う。」という意見に、みんなが賛同して首を縦にふつてから、それぞれ思うところを話していました。私も、納得しました。

良い意味で「雰囲気が変わった」と言ってもええたと願いをこめてセリングの近況報告です。

ゆめひろ 田中潤美



施設見学開催報告

去る11月27日にいぶきにて施設見学会を開催しました。

■参加された見学者の方の感想

本日は作業所の見学会、大変お世話になりました。いぶきが近くの民家にくつかの施設を確保し、活動してみえることに大きな感動を覚えました。ドイツの障害者の町の集団と違って、日常的な街角にさりげなく施設があるのは、素晴らしい発想だと思います。

資本主義の枠の中で
直接利潤を生み出さな
い、障害者の生活と老後
どのように保障してい

くのか。大きなテーマに取り組む、いぶきの試みに尊敬の念を持ちました。

私も今年、古希で、定年も近いので、それを終えたら次の目標として遅まきながらいぶきを全力で応援していこうと思います。

微力ですが、いろいろ
また教えてください。

浅井 昭士郎

きょうさん 第38次国会請願署名

キャンペーンにご協力を！

現在開会中の通常国会にて、国連総会で採択された「障害者権利条約」の批准が採決されました。

その第19条には「すべての障害者が他の者と同等の選択の機会をもつて地域社会で生活する平等の権利を有する」とあります。私たちは今この条項が国内の障害に関する法律に、きちんと反映されることを厚労省や国に訴えています。

今回取り組んでいる「きょうざれん第38次国会請願署名・募金活動」は「あたりまえに働きたい」を「障害をくらしを」障害

者権利条約を地域の
すみずみに「」をスロ
ーガンに取り組んでい
ます。

私たちは特別な権利を求めているわけではなく、あたり前の暮らしを求めています。どうぞ、現在取り組んでいます「きょうさん第38次国会請願署名と募金活動」への皆さんのご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

是非多くの署名を集めて私たちの願いを国会へ届けましょう。ご協力を重ねてお願い致します。

◆署名用紙はいぶきに
たくさんあります。必要
な場合はご連絡くださ
い。また各自でコピーし
ていただいても結構で
す。

◆集まった署名はいぶき福祉会の各施設・職員・関係者にお渡しいただくか、郵送して下さい。

◆ 今回の署名の目標数は全国で100万筆、岐阜県で3万筆、いぶきで1万筆です。多くの方にお願ひし目標を達成しましょう。

あたりまえに働き えらべるくらしを

～ 障害者権利条約を地域のすみずみに ～



障害のある
人びとを支える
制度づくりのための
署名、募金に
ご協力をお願いします。



きょうされん第38次
**国会請願・署名募金運動
キャンペーン**
2014年12月～2015年4月

撮影協力: 家田トモ@INDIGO FILMS / 窪田敬

取り扱い事業所・団体名

--

キャンペーン推進本部 きょうされん事務局 〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-8-16-9F TEL.03-5385-2223 E-mail: zenkoku@kyosaren.or.jp

この用紙は署名用紙になっています。署名の趣旨にご賛同いただける方は、この用紙を抜き取って署名していただき、ご返送ください。

あたりまえに働き えらべるくらしを

●はたらく

地域活動支援センターの公費が少なすぎる…

障害の重い人でも安心して働き続ける、通い続けるためには職員を増やしたり、専門性の高い職員を雇用するなど、支援体制の充実がかかせません。そのためには、職員確保を不安定にする日割り制度の見直しや報酬の増額が必要です。



また、地域活動支援センターは法定事業とはいえ、市町村の制度となったために、市町村ごとに大きな格差が生まれています。また、国の制度である自立支援給付の事業との間に大きな格差があり、安定した支援をおこなうために見直しが必要です。



●くらす

地域でくらししていく受け皿が少ない…

「だれとどこで暮らすか」を選べるだけの地域での支えがまだまだ整備されていません。所得保障も不十分なため、多くの障害のある人が家族と同居しながら、介護を受けざるを得ない状況が続いています。

また精神科病院に1年以上入院している人は20万人を超え、精神障害のある人の社会的入院も解消されていません。



～障害者権利条約を地域のすみずみに～

●しくみ

65歳になると支援が打ち切られてしまう…

65歳以上の障害のある人と、40歳以上の「特定疾病」の人は、介護保険制度を優先して利用することが定められています。

そのため「ヘルパーに来てもらえる時間が減った…」「65歳になった途端に利用料負担がかかるようになった…」と多くの悲鳴と不安の声が届いています。

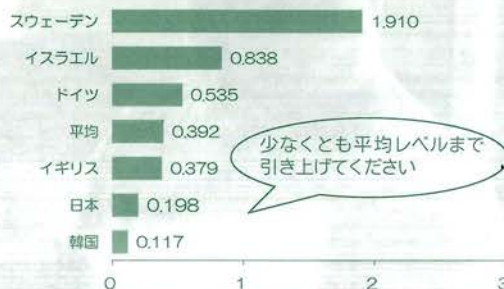


また市町村の格差も大きく、自治体の判断で使える制度が変わってしまう実態があります。

本人が必要とする支援を年齢に関係なく利用できるしくみにすることが必要です。

●しくみ

自分らしいくらしを支えるために…



『国内総生産に占める障害のある人の地域生活を支える支援にける予算割合』

出典：OECD SOCX 2010 より 2007 年データ (単位：%)

日本の政府が障害のある人の地域生活のために使う予算は、他の先進国と比べるととても低い状況です。これでは、障害のある人が、障害のない人と同等の生活をするために必要な制度をつくることはできません。

170万人の
思いとともに

ご協力いただいた署名・募金は、裏面の取り扱い事業所や団体に渡していただくか、きょうされん事務局に直接お送りください。署名用紙は、みなさまの思い、わたしたちの願いを込めて、すべての国会議員に手渡して、紹介議員となってもらうよう依頼することになっています。募金は、本キャンペーンの資金、国会請願行動への利用者の参加費用、また当会の活動資金として、有効に活用させていただきます。

●請願署名のとりくみは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。

●署名用紙に記入された氏名・住所は、請願として国会に提出する目的以外に使用することはありません。

署名の趣旨にご賛同いただける方は、この用紙を抜き取って署名していただき、ご返送ください。

ぜひ募金にも
ご協力ください



請 願 項 目

1. 障害者総合支援法の見直しにあたっては、「骨格提言※」を尊重してください。とくに以下の点について見直してください。
 - ・障害に伴う必要な支援は原則無償とし、これ以上の負担をさせないこと。
 - ・一人の市民として地域で安心して暮らすために、所得を保障し、生活する場と支援体制を整備すること。
 - ・精神障害のある人の社会的入院を解消して地域移行を進めるとともに、他の障害者施策との格差の是正を図ること。
 - ・安定した利用者支援と事業所運営のために日割り制度を見直し、報酬を増額すること。
2. 介護保険優先原則を見直し、年齢によって新たな負担が生まれないようにしてください。
3. 地域活動支援センターを自立支援給付に位置付けてください。
4. 障害者関連予算を少なくとも先進国の平均レベルまで引き上げてください。

※「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」

■ 署名はボールペンまたはサインペンで、住所は都道府県名からご記入願います。

募 金	氏 名	住 所
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県

署名の趣旨にご賛同いただける方は、この用紙を抜き取って署名していただき、ご返送ください。

障害者福祉についての法制度の拡充に関する請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

2015年 月 日

紹介議員

印

請願団体 きょうされん

住所 東京都新宿区北新宿 4-8-16-9 F

請願人代表

住所

(他 名)

請願趣旨

2014年1月、日本政府は障害者権利条約を批准しました。世界で141番目と決して早くはありませんでしたが、障害者差別解消法制定など国内の法制度を整備した上での批准に、障害当事者や関係団体も大きな期待を寄せています。なぜなら、権利条約が法制度のいっそうの拡充、そして障害のある人の生活をよりゆたかにする道しるべとなるからです。

とりわけ第19条に謳われている「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利」を具体化するためには、解消・解決すべき課題がいくつか挙げられます。

障害のある人の所得保障の根幹である障害基礎年金は創設以来、拡充を求める声がありながら、逆に引き下げられています。その結果、親やきょうだいなどの支援なしに地域で暮らすことができないのが実態です。また、働く場のひとつである地域活動支援センターは、地域生活支援事業であるために市町村格差が著しく、また就労継続支援事業など自立支援給付事業と公費に大きなへだたりがあり

ます。

さらに批准元年にもかかわらず、精神科病棟を居住系施設に転換する方針が厚生労働省の検討会から出されました。地域で他の同年齢の市民と同等の暮らしを保障するという権利条約の理念に反する動きに、多くの当事者・関係者が反対の声を上げています。

権利条約で何度もくりかえされる「他の者との平等」を実現するためには、改正された障害者基本法第3条にある「基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」ことを改めて制度・政策の基礎に置くことが必要です。そのうえで障害者総合支援法附則第3条で掲げている、支給決定や意思決定支援のあり方、常時介護を必要とする人への支援のあり方など、具体的な課題の解決が求められます。

以上を踏まえ、障害のある人のゆたかな地域生活が確保されるよう、次の事項について請願します。

あたりまえに働きえらべるくらしを
障害者権利条約を地域のすみずみに

前号の原稿で私は、社会福祉法人としてのいぶきが誕生するまでを、やや内容を端折ったかもしれないとの思いを持ちながらも書き終えたつもりでいました。しかしこれまでの原稿を読み返したり古い文書に目を通してみて、まだ伝えきれてないことがあるのではないかという思いを抱くようになつてきましたので、話がダブる場合もあるかもしれないかもしれませんが、もう少しだいたい前のことを振り返っておきたいと思います。

前号の原稿で私は、社会福祉法人としてのいぶきが誕生するまでを、やや内容を端折ったかもしれないとの思いを持ちながらも書き終えたつもりでいました。しかしこれまでの原稿を読み返したり古い文書に目を通してみて、まだ伝えきれてないことがあるのではないかという思いを抱くようになつてきましたので、話がダブる場合もあるかもしれないかもしれませんが、もう少しだいたい前のことを振り返っておきたいと思います。

社会福祉法人としての いぶきが出来るまでを振り返って

そんな作業の中で小規模授産施設のいぶき共同作業所が出来る過程での古い文章を目にして、どうしても強調しておきたいことが出てきました。

今では当たり前になつていて障害児者の養護学校(現特別支援学校)への通学も、就学猶予・免

者を義務教育すらから排除する法律・制度に疑問を感じた人たちがよって粘り強く取組まれた不就学者を無くす活動が結実したもので、これによつて初めて障害児者全員の学籍が保障されることになったのです。

1979年のことです。けれども養護学校義務

なくすことを焦点にしたものだったと言えます。

しかしそうは言っても、相当な自己資金を要する社会福祉法人をいきなり作ることなど夢のまた夢で、まずは月1回開催の日曜学校を実現し、そこから毎日通える共同作業所作りを目指したのですが、その際には小規模

そしてその際特に大切にすることが、自力(家族を含む)では共同作業所へ通えない重い障害を持つ人たちも、毎日通えるような援助のできる共同作業所作りだったのです。

いぶきを創る運動を始められた竹中さんの息子さんのH君は、既存の施設を利用することができましたが、H君の養護学校での同級生の二人のT君は、障害の重さや家庭の事情のため送迎のない既存の施設に通うことはできず、在宅生活を強いられるのは必至でした。こんな事情の中、竹中さんをはじめいぶきの運動を担った方々は、最初からこの二人のT君も通える、つまり送迎のある共同作業所を目指したのです。

いぶき 次号へ続く
横幕嘉行

第二 いぶき 仲間のすがた

散歩

私は「いろいろどり」というグループの笑(ほほえみ)という部屋で活動をしています。仲間9人、職員6人の笑いの絶えない部屋です。活動内容は、午前は車を使って公園まで散歩へ出かけ、午後は染めの仕事や音楽療法などを行っています。そこで、今回は散歩を取り上げて、いろいろの散歩を紹介したいと思います。

まず始めに、「散歩」と聞いて皆さんは何をイメージするでしょうか。私なら健康のための運動とイメージしました。おそらく、散歩をする人にとって「散歩」には人そ

れぞれの目的があり、大事にしていることがあると思います。それでは、いろいろの散歩で大事にしていることは何か。それは、体の機能維持と自分の思いで動けるということです。身体に障がいを持つ仲間にとって、散歩をすることで体を動かして運動機能の低下を防ぐことができます。また、知的に障がいを持つ仲間にとって、開放的な公園での散歩は誰にも止められることなく自分の好きな方へ動くことができる活動です。そんないろいろの散歩をもう少し細かく紹介していきます。



毎日散歩へ出かけるといつても体調がよくない時は散歩へ行かずに、部屋に残る時があります。その判断をするために、朝の打ち合わせでは家庭からのノートを読んで体調を確認します。また、表情や仕草でいつもと違う事がないのかを確認しています。体調が悪いことを自分で説明できない仲間にとっては、自分のことを分かってくれる職員がいることが大事です。さて、打ち合わせも終わり、みん

な元気に散歩先へ到着しました。しかし、しばらくするともう歩きたくない、と座り込む仲間がいました。皆さんならそんな時はどうしたらいいと思いますか。無理に立たせて散歩をすることは仲間にとっても職員にとつても良くありませんし、それを散歩とは呼びたくないですよね。そんな時にはいろいろでは話をします。



例えば「あそこに見えるベンチまで歩こう」と相手の気持ちを汲んで優

しく語り掛けることや、「井川さんが歩くの疲れたみたいだから柴さん、車いす座るの交代して」などの気持ちのコミュニケーションを取るのです。そうすると「これぐらいなら歩いてもいいかな」と下を向いて歩きたくないという表情から、前を向いて目が輝くようになるといったことがあります。「〇〇さんのためなら仕方ないな」と言葉には出ないけれども相手の顔を見てほえんでもいいよと、ゆるることもあります。

これらのコミュニケーションを通じて自分から歩こうという気持ちを大事にし、その気持ちを引き出すようにしています。それでも、職員が仲間の気持ちが動く前に歩かせてしまってい

るのではないかと思います。直すことがあります。しかし、歩かないともっと歩けなくなってしまうことも事実です。だからこそ、自分の思いで歩けることの大切さを散歩をしている職員全員が念頭に置いているのです。時には気持ちのコミュニケーションをいくらやっても、仲間が歩きたくない時があります。その時にはしっかりと仲間の顔を見ながら「明日は一緒に歩こう」と声をかけ、歩きたいという思いがしぼんでしまわないようにしています。

こういつたやり取りは1日であるものではなく、毎日一緒にいる関係だからこそできると思います。1日1日の散歩の積み重ねが体の機能維持と自分の思いで動ける散歩になっているのです。また、毎日一緒に散歩をしている職員だからこそ気付ける仲間の姿があります。それは、歩くリズムです。人によって歩くリズムは違い、そのリズムに合わせた散歩をしているのですが、時に普段とリズムが違う日があります。そんな時には何らかの原因があり、表情やしぐさ見て、声をかけながらその原因



木陰でひと息

染めの材料ゲット!



を探るようにしています。他にも散歩ならではのことがあります。それは季節を感じる事ができるということです。いろいろでは百々染(ももぞめ)のストールを作っているの、仕事として染めの材料になる葉っぱや枝や花びらなどの季節の植物を採ってきます。散歩先で出会った人に挨拶をして百々染の説明をすると、「これ持って行っ

こういった散歩を仲間がどう考えていてそれをどう捉えるのか、い



オカリナ♪♪♪

ていいよ」と葉っぱをいただき、散歩での挨拶が仕事に結びついたこともあります。また、散歩が楽しいなと思える為に、歩くだけでなく休憩中にオカリナの音色を聴いたり芝生の上で日向ぼっこをしたり、楽しいおしゃべりなどをするなどして楽しい雰囲気を作っています。



第二いぶき

竹腰 龍太

るどりの仲間にとつてより良い散歩の仕方はどうなのかを今まで以上に考えながら、これからも一緒に散歩をしていきたいと思っています。

岐阜市との懇談会報告

昨年12月18日に岐阜市との懇談会が行われました。この日は明け方から雪が降るあいにくの天気でしたが、いぶき福祉会、長良福祉会、ポツプコン福祉会の三施設から多くの方にお集まりいただき、保護者、職員の立場から積極的な要望を出すことができました。

事前に障がい福祉課に対して提出していた要望書の回答は以下の通り(抜粋)。福祉情勢が目まぐるしく変わっていく中で、現場の声を施策に反映していただけたらという、今後もこういった活動は継続していきたいと考えています。

要望書

岐阜市の回答

■ 国に対して働きかけていただきたいこと

1・障害者総合支援法を昨年批准された障害者権利条約、障害者自立支援裁判で和解した「基本合意文書」及び、総合福祉部会で議論された「骨格提言」に沿った形で早急に改正するよう、以下の点について国に働きかけてください。

- ・障害に伴う必要な支援は、原則無償とし、これ以上の負担をさせないこと。
- ・地域間格差の大きい「地域活動支援センター」への公費を、自立支援給付事業と同水準

とするように、自治体に対して指導するのと。

・事業所に対する報酬について、基礎部分を月額払いに実績部分を日額に改めること。

附則の中で障害者当人、家族、その他関係者の意見を反映するため必要な措置を講じるとしておりますので、国としてはきちんと意見を講ずるといような措置をとっている。障害児者の方が日常生活、社会生活を営むために必要な支援が可能な限り、身近な場所で受けることができるような制度となるよう、国において検討されており、今後国の動向を注視して

2・介護保険優先原則を見直し、本人・保護者の希望で必要な支援を選べるように国に働きかけてください。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適応関係等について、という通知があり、それに基づいて支給決定している。原則、介護保険サービスがやはり優先であるが、介護保険サービスによる利用が可能か否かを介護支援専門員や介護保険課との連携を図りながら、必要な障害福祉サービスの部分については、支給決定していくという考えを持っている。

■ 岐阜市に対しての要望

1. 日中活動事業について

・移動支援事業に関して、家庭から事業所への通所、宿泊を伴う外出、片道の移動支援事業など柔軟に利用できるようにしてください。

移動支援事業は通年かつ長期にわたる内容について給付していない。そのため事業支援の通所については、福祉有償運送等他の社会資源を紹介しているのが状況。また宿泊を伴う外出については、宿泊先の部屋の中を除いて利用することが可能。片道の移動支援事業につきましては、現地集合現地解散の利用が可能となつているので、行きや帰りのみの利用をすることは可能である。

・移動支援事業に關して、グループで行動する場合グループで1人のヘルパーの利用、逆に1人の利用者に複数ヘルパーの利用ができるようにしてください。

グループで行動する場合の、複数のガイドヘルパーによる支援ですが、他市町村の利用者も含めたグループである場合や、軽度重度の障害の方が混在するグループ、また移動支援の起点が個々の事情により異なる場合等、様々な利用形態が考えられ、個々の事情を踏まえて、集団に対して給付することはなかなか難しいという課題があると考えている。

2. グループホームの設置運営について

・定員20～30の事業体がグループホーム運営する際、単独事業として成り立つよう、市としての補助施策を創設してください。

小規模だから地域の中で自然に存在できるものとして概ね4～5名の定員によって運営されているというのが実情であることから、障害のある方のグループホームでの生活が充実するため、制度の趣旨をご理解いただき、グループホームの運営にご協力いただければと思っている。

・スプリンクラー設置の義務付けに関する市内の状況や課題、補助

施策について説明してください。

現状の施設でのスプリンクラーの設置が困難な事業所もあるということもあるため、利用者の引越し等を検討している事業所、対象者が設置義務に満たしていないなどの報告があった。ただ、利用者の安全を一番に考えるとやはりスプリンクラーの設置というのは推進していくという立場には立つ必要があると考えており、補助の政策につきましては、これは県の方でスプリンクラー設備整備事業費補助金があるもので、まずはそこらをご活用いただけたらと考えている。

3. 相談支援体制について

・複雑かつ長時間の支援が必要な事例について加算制度を創設してください。

・施設入所者と在宅者に対する一律の報酬単価を改め、在宅者に対する報酬単価に市独自の加算制度を創設してください。

計画相談支援の提供にあたって、運営が可能な報酬に設定すべきとのご指摘は承知しており、これまでも国に働きかけを行っている。また、重度重複障害や強度行動障害などの頻回な対応や、複雑多岐にわたる支援が必要となるケース、居宅支援や同一法人でない事業所との複数サー

ビスの組み合わせを要するケースに対する加算の要望が、全国的にあると伺っており、現在、国において来年度から報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームによる検討が行われているところである。国の動向を注意し質の高い計画相談支援を提供し安定した運営ができる制度となるよう、今後本市の方から国に働きかけていきたい。





後援会員への新規加入・更新を
よろしくお願い致します

[振込先]

郵便振替 00840-3-91146
加入者名 いぶき福祉会後援会

[年会費] 一般会員 一口 2,000円
団体会員 一口 10,000円

お問い合わせ] いぶき福祉会後援会事務局
TEL 058-233-7445
FAX 058-232-9140
E-Mail ibuki@alto.ocn.ne.jp
(タイトルに後援会員と入れて下さい)

後援会への入会はJ R岐阜駅の
「ねこの約束」でも手続きしていただけます



編集後記

この「夢よもつとひろがれ」
がその内容と形を変えてか
ら、今号でほぼ2年(8回
分)となります。一方では、い
ぶき福祉会と施設の様子を
できる限り詳しくお伝えし、
他方では、いぶきを支援して
くださる多くの方々のご意
見を頂くことを主眼として
編集をしてきました。もうし
ばらく、こうしたスタイルで
臨みたいと考えていますが、
日曜学校開設といういぶき
の胎動からは30有余年、いぶ
き福祉会創設からも20年を
経つところ、現在、こうした誌
紙づくりもいぶきの歴史を
刻むことになるのだ、という
自覚と自戒をもってこれか
ら歩んでいかねばならな
いとは思っています。皆様か
らの忌憚のないご意見・ご批
判をお待ちしております。

編集委員長 竹内章郎